

相模原市立共和中学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、相模原市立共和中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校並びに地域社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 活動方針

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるため、次の方針によって、活動する。

1. 会員相互の教養を高める。
2. 学校と家庭の連絡を密にして、生徒の健全な心身の発達をはかる。
3. 学校の教育環境の整備をはかると共に社会環境の浄化につとめる。
4. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の機関及び団体と協力する。
5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
6. 学校の教育活動の進展に協力するが、学校の管理や教職員人事には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 本校に在籍する保護者、または、それにかわる人。
2. 本校に勤務する教職員。

第 5 条 会員は、会費を納入する。

第 6 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 役 員

第 7 条 役員は次のとおりとする

- 会 長 1 名 (保護者)
副会長 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名)
書 記 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名)
会 計 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名)

第 8 条 1. 役員は任期は 1 年とし、再任は妨げない。但し、保護者の役員は通算 3 年を限度とする。
2. 役員は次に掲げる役職を兼ねることはできない。

各委員会委員及び正副委員長、会計監査、SS コーディネーター、同好会本部役員

第 9 条 役員は次のとおりとする。

1. 会 長は (1) 会を代表し、すべての会務を統括する。
(2) 総会並びに運営委員会を招集する。
(3) 学年委員会の委員を委嘱する。
2. 副会長は (1) 会長を補佐する。
(2) 会長に事故ある時は、その職務を代行する。
(3) 役員候補者推薦委員会に参加し推薦の助言を行う。
(4) 学年委員会および特別委員会との連絡調整を行う。
3. 書 記は 総会及び運営委員会議事の作成並びに会の活動に関する重要事項を記録する。
4. 会 計は 予算に基づく一切の会計事務を処理し、会計監査委員の監査を経て、総会において決算報告をする。
5. 校 長は すべての会議に出席し意見を述べるができる。
6. 役 員は 本部を構成し、会務全般の企画、調整を行う。

第 6 章 総 会

第 10 条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

第 11 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第 12 条 総会が成立する定足数は、会員の 2 分の 1 (委任状を含める) とし、議事は出席者の過半数で決する。

第7章 委員会

第13条 この会には委員会を置く。

1. 運営委員会
2. 学年委員会 (1) 1学年委員 (2) 2学年委員 (3) 3学年委員 (4) 共和学級委員
3. 役員候補者推薦委員会
4. 運営委員会が必要と認めた時、特別委員会を設けることができる。

第14条 運営委員会は、役員及び学年委員会正副委員長、教職員(学年主任)、特別委員会代表によって構成する。

第15条 学年委員会は学年別に設置する

第16条 委員会の任務は、次のとおりとする。

運営委員会 1. 各委員会より立案された事業計画について審議検討する。

2. 年度予算案を編成する。

3. 総会に提出する議案を作成する。

○規約の改廃 ○役員の選出 ○事業報告の承認 ○事業計画の決定

○決算報告 ○予算の承認

学年委員会 1. 会員相互の連携を高めるよう配慮し計画立案運営する。

2. 担任または、教職員と連絡を密にして学校、学年、学級としての行事運営に協力する。

第17条 学年委員会は、いかなる事業計画についても運営委員会にはからなければならない。

第18条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第8章 役員及び委員の選出

第19条 役員候補者推薦委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 保護者は1学年と2学年の各学年より6名以上、教職員の代表2名で構成する。

2. 役員候補者推薦委員会の正副委員長(各1名)は委員の互選による。

3. 役員候補者推薦委員会は、あらかじめ候補者の同意を得て定期総会前に、その氏名を全会員に通知する。

4. 役員候補者の追加指名は総会の際、会員の中から行うことができる。

5. 役員は、総会において推薦または、無記名投票により選出される。

6. 定期総会において選出された役員は、直ちに就任する。

7. 役員候補者担当副会長は委員会に参加し、候補者選任の助言を行うことができる。

第20条 学年委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 正副委員長 各1名

2. 委員 各学年より6名程度とする。

第21条 教職員若干名は、委員となり学年委員会に所属するとともに庶務を担当する。

第22条 学年委員会の委員は、正副委員長を互選する。

第9章 会計監査

第23条 この会の経理を監査するため、役員、学年委員以外の一般会員から選出された2名の会計監査委をおく。

第24条 会計監査は年2回行い、総会において報告する。

第10章 会計

第25条 この会の経費は、会費年額2,000円及び、その他の収入による。但し、生徒が転校等により退会した場合は一括納付した会費の内、残月数に応じた分を月割りし返金する。

第26条 この会の経費は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第27条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 規約改正

第28条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案の提出については、あらかじめ、その内容を全会員に通知しておかなければならない。

第12章 細則

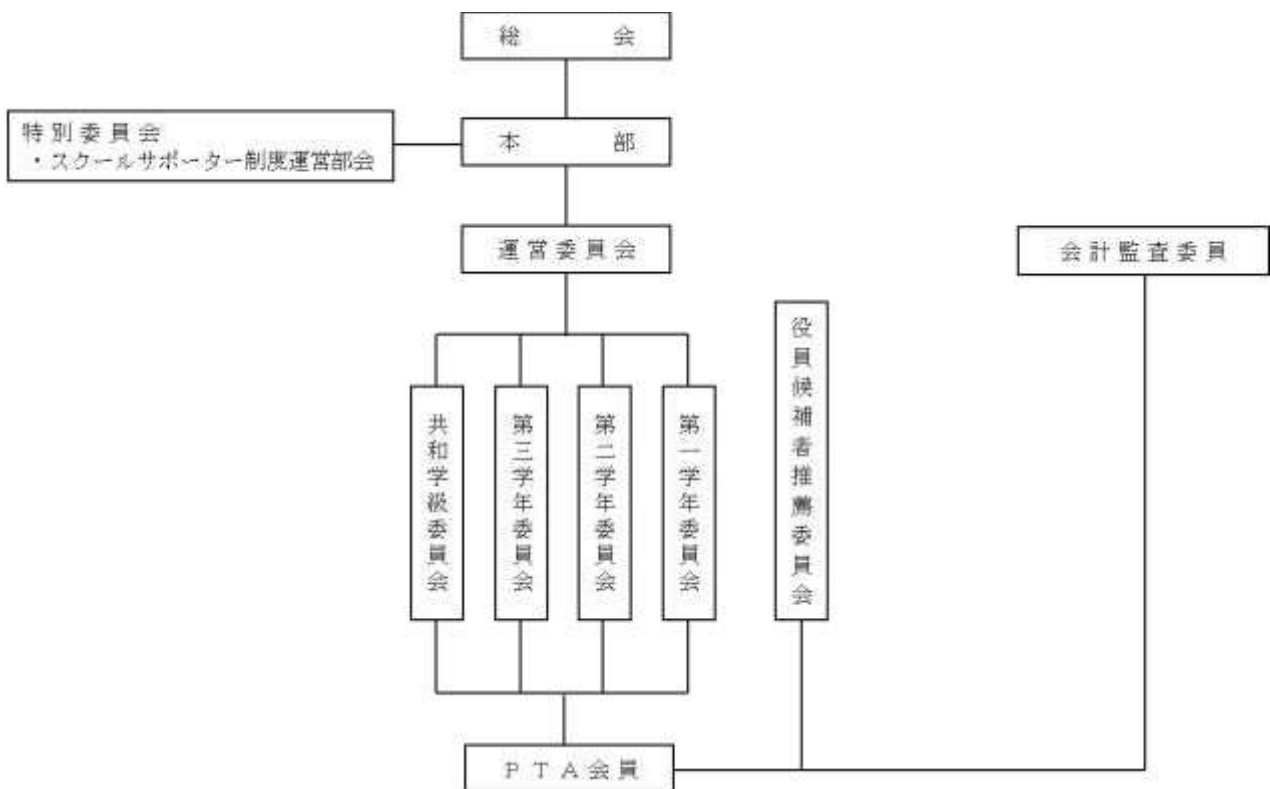
第29条 1. この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の決議を経て定めることができる。

2. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会において報告しなければならない。

ならない。

- 附 則
1. この規約は、昭和49年7月17日より施行する。
 2. この規約は、昭和55年4月28日一部改正。
 3. 会員の表彰、感謝、慶弔、災害等に関する規定は別に定める。
 4. 会員の旅費支給に関する規定は別に定める。
 5. この規約は、昭和57年5月8日一部改正。
 6. この規約は、昭和58年5月7日一部改正。
 7. この規約は、平成元年5月13日一部改正。
 8. 役員候補者推薦委員及び校外指導委員の選出母体の具体的地区については、運営委員会が別に定める。
 9. この規約は、平成10年5月2日一部改正。
 10. この規約は、平成15年5月17日に一部改正。
 11. この規約は、平成22年5月8日に一部改正。
 12. この規約は、平成24年5月12日に一部改正。
 13. この規約は、平成26年5月10日に一部改正。
 14. この規約は、平成29年5月13日に一部改正。
 15. この規約は、令和元年12月10日に一部改正。
 16. この規約は、令和4年1月28日に一部改正。

相模原市立共和中学校PTA組織図



細 則

【表彰、感謝、慶弔、災害等に関する規定】

- 第 1 条 本会は、生徒並びに会員の表彰、慶弔、傷害、疾病及び災害にあたり、法に定める規定によって会の意志を表す。
- 第 2 条 本会並びに本校教育の充実発展に寄与し、功績顕著と認められる場合、感謝状並びに記念品を贈り感謝の意を表す。
なお、人選その他については、運営委員会で決定する。
- 第 3 条 生徒で他の範とする行為のあった時は、運営委員会で協議し、記念品を贈り表彰する。
- 第 4 条 1. 教職員の転任退職に際しては下記のように記念品代を贈る。
1年以内 3,000円
1年超5年以内 5,000円
5年超 5,000円に1年（端数は切り上げ）につき
1,000円を加算する。
なお、特別事情がある場合は、役員会で決定し、運営委員会に報告する。
2. 教職員の結婚に際しては下記のように記念品代を贈る。
結婚祝い 5,000円
3. その他特別の事情のある場合は、役員会で決定し、運営委員会に報告する。
- 第 5 条 会員または、その家族に弔事のあった際は、下記のように弔慰金及び花輪一基を贈り弔意を表す。
1. 会員死亡の場合（保護者・教職員） …………… 10,000円
2. 教職員の配偶者 …………… 5,000円
3. 生徒の死亡の場合 …………… 10,000円
4. その他特別の事情のある場合は、役員会で決定し、運営委員会に報告する。
- 第 6 条 生徒の疾病・傷害に対しては、日本スポーツ振興センターまたは、これに準ずるものにより処理するが、特別の事情のある場合は役員会で決定し、運営委員会に報告する。
- 第 7 条 会員の住居が災害を受けた場合は、次のように見舞金を贈り意を表す。
1. 全焼・全壊の場合 …………… 10,000円
2. その他で必要ありと認められた場合は、役員会で決定し、運営委員会に報告する。

附 則

1. この規定は、昭和49年7月17日から実施する。
2. この規定は、昭和51年6月30日に一部改正。
3. この規定は、昭和53年6月23日に一部改正。
4. この規定は、昭和54年5月9日に一部改正。
5. この規定は、昭和55年4月28日に一部改正。
6. この規定は、平成元年5月13日に一部改正。
7. この規定は、平成9年3月1日に一部改正。
8. この規定は、平成12年5月20日に一部改正。
9. この規定は、平成16年3月6日に一部改正。
10. この規定、及び旅費支給に関する規定の適用は広域災害時には除外される。
11. この規定は、平成19年4月21日に一部改正。
12. この規定は、平成21年1月10日に一部改正。
13. この規定は、平成22年5月8日に一部改正

【非常食に関する規定】

第 1 章 費 用

- 第 1 条 1. 購入費用については入学年度のみに 500 円/1 人徴収する。
複数在校する場合はその人数分の金額を納める。
2. 徴収した費用については、非常食の購入以外に使用しない。

第 2 章 購 入

- 第 2 条 1. 本部役員は、費用が納められ次第、非常食の購入を行なう。
2. 非常食については、簡易的な食べ物と飲料水を基本とする。

第 3 章 保 管

- 第 3 条 保管については学校に委嘱するものとする。

第 4 章 運 用

- 第 4 条 災害時の使用については、学校長一任とする。不在の場合は代行者が行うこととする。
第 5 条 使用することが無かった場合は、卒業時に卒業する生徒に渡すこととする。

- 附 則 1. この規定は平成 29 年 1 月 1 日に制定し、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。
運用初年度のみ在校生についても 500 円/1 人徴収する。

【旅費支給に関する規定】

- 第 1 条 1. 会員が出張の場合、旅費にかかる費用を弁償する。
2. 前項の費用弁償額は、本校から公共交通機関を使用したものとして算定する。
公共交通機関を使用したものとして、算定できないものについて、以下の基準で費用弁償を行う。
- | | |
|----------------|-------|
| 共和中学区内の出張の場合 | 200 円 |
| 大野北ブロック内の出張の場合 | 400 円 |

- 附 則 1. 本規定は、平成 19 年 1 月 13 日に制定する。
2. 本規定は、平成 27 年 4 月 15 日に一部改正。

【関係団体が主催する行事等の参加費用の負担に関する規定】

- 第 1 条 次に掲げる行事等に会員が参加する場合、必要とされる参加費用については次の割合で本会が負担する。
- | | |
|---------------------------------------------|------|
| 1. 相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会が主催する新年賀詞交換会等 | 100% |
| 2. 相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会大野北ブロック協議会が主催する親睦会等 | 100% |
| 3. 大野北公民館が主催する新年賀詞交換会等 | 100% |
| 4. 共和中学校いづみ会が主催する懇親会 | 50% |

- 附 則 本規定は、平成 19 年 1 月 13 日に制定し、平成 18 年 4 月 1 日まで遡り適用する。

【PTA活動における私有物使用と損壊時修理補填に関する規定】

第1章 適用範囲

第1条 適用範囲の基本は、委員会活動とする。

第2章 使用申請

- 第2条
1. 会員は、私有物をPTA活動に使用する際は事前に申請を行う。
 2. 申請は、使用日前日までに委員長、PTA会長(又はPTA本部会)に下記の内容を提示する。
 - ① 目的
 - ② 使用日
 - ③ 機器名
 - ④ 使用者
 3. 委員長、PTA会長(又はPTA本部会)は、内容の妥当性を確認し速やかに使用許可の可否を行う。

第3章 適用認定

- 第3条
1. PTA活動時に機器類に修理を要する損害が発生し修理費用が生じた場合、修理費用の領収書および修理明細を事故報告書(状況及び損害の内容)に添付してPTA本部会に提出する。
 2. PTA本部会は、事故報告書の内容を審査し修理補填金の出金決裁を行う。

第4章 修理補填金

- 第4条
1. 修理1件につき 上限 5,000円とする。
 2. 決裁金額については、PTA本部会で事故報告書の内容をもとに決定する。

附 則 1. この規定は、平成15年5月17日から実施する。

【役員及び会計監査委員に欠員を生じた時の規定】

- 第1条 本部役員、会計監査委員及び各種役員に欠員を生じた時は、次により補充する。
1. 総会後において役員に欠員を生じた時は、会長の場合は副会長が昇格する。
但し、任期は残任期間とする。
 2. 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員を生じた時は、運営委員会で選考し承認を得て決定する。
但し、任期は残任期間とする。
 3. 任期終了の直前に欠員が生じ、後任者を選出する時間がないと判断した場合は、運営委員会の承認のもと後任者を補充しないことができる。

附 則 本規定は、平成20年3月1日から実施する。